

「東日本大震災」により被災されたお客さまへの
「保険料払込猶予期間の再延長実施」について

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

弊社では地震の影響により、ご契約いただいております生命保険の保険料のお払込みが困難な場合、お申出により被災後の保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月（平成23年9月末まで）延長し、ご契約を有効に継続させていただき取扱いを行っておりますが、さらに下記の特別取扱いを実施いたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の再延長について

災害救助法適用地域（東京都を除く）のお客さまからのお申出により、保険料払込猶予期間をさらに3ヵ月延長いたします。

※実施済の6ヵ月と合わせ、最長9ヵ月（平成23年12月末まで）

2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱い

保険料払込猶予期間終了後もご契約の継続を希望される場合は、猶予期間に応じた保険料を猶予期間の末日までにお払込みいただく必要がございます。しかしながら、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合には、猶予期間終了の翌月から保険料のお払込みを再開していただくことにより、猶予期間分の保険料のお払込を平成24年10月末日まで猶予する特別取扱いを実施いたします。なお、猶予期間分の保険料のお払込については、分割（月単位の保険料）してお払込みいただくことも可能です。

3. その他特別取扱い

保険料のお払込が無いことを理由にご契約が失効した場合でも、猶予を延長できる期間内であれば、お申出をいただくことによりさかのぼって上記1. 2. の特別取扱いを適用させていただくこともできます。下記専用フリーダイヤルにてご相談をお受けしております。

【お問合せ先】

「東日本大震災」により被災されたお客さま専用フリーダイヤル

電話番号：0120-546-491（通話料無料）

受付時間：月曜～土曜 9:00～17:00（日曜・祝日除く）

※ 土曜日の受付は6月末までになります。

フコクしんらい生命 お客さまサービス室